

【電子版】



2025年 第3号 2025年2月5日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071

fax. 03-3874-4997

メール info@jikosoren.jp

ホームページ→



ライドシェア全面解禁阻止へ全力

第47回中央委員会 春闘方針案を満場一致で可決



第47回中央委員会＝2025. 1. 28、東京・全労連会館

第47回中央委員会 参加者数

	定数	出席	委任	計	率
役員	11	11		11	100%
中央委員	28	18	8	26	92.9%
計	39	28	8	37	94.9%
会計監査	(2)	1			
来賓		3			
傍聴		1			
総務		2			
総計		44			

注. 中央委員は、会場、ZOOM、委任状をもって、中央委員会に参加とした。上記の役員、中央委員の出席は、会場参加とZOOM参加の合計数である。

自交総連は1月28日、東京・全労連会館で、第47回中央委員会をWEB会議併用形式で開催しました。11地方から28人が出席し（ZOOM参加含む）、『ライドシェア全面解禁阻止、公共交通を守り、くらしと職場環境の改善 25春闘』をスローガンとする春闘方針を決定しました。

来賓として、全労連の黒澤幸一事務局長、顧問弁護団の小賀坂徹弁護士、日本共産党の堀川あきこ衆議院議員に

あいさつをいただき、交運共闘から届いた激励メッセージを議長が読み上げました。

あいさつに立った庭和田中央執行委員長は、「今春闘もライドシェア全面解禁阻止が大きな課題となる。解禁の第一波は防ぐことができた。日本版・

公共ライドシェアの拡大によって門戸を開いていく第二波がどうなるかが今後問われていく。労働者の根幹である雇用問題として全力でとりくまなければならない」と強調しました。

2025年春闘方針の討論では、ライドシェア全面解禁阻止闘争と運賃改定での賃下げを許さないとりくみ、組織強化・拡大について重点的に取り上げられ、3月6日に国会議員要請を含んだ中央行動の実施を提案されました。

続いて各地方の代表者から、「運賃改定時にノースライドを守るための事前担保協定の締結をめざす」（東京）、「職場に新人タクシードライバーが増加したが定着してくれるか懸念」（北海道）、「京都では『ライドシェア全面解禁阻止』の一点共闘で11回もの共同闘争を実施している」（関西）、「組織減少で厳しい現状だが組織拡大へ踏ん張っていく」（静岡）との報告がありました。

そして満場一致での議案採決後、団結ガンバロウを参加者全員で行い、中央委員会を締めくくりました。

東京の賃金変更、福岡の不当解雇事件を討議

第47回弁護士交流会 9地方17人の弁護士が参加

自交総連第47回弁護士交流会が1月27日、WEB会議形式で行われ、9地方17人の弁護士が質疑討論を行いました。

顧問弁護団の中村優介弁護士が、「『日本版ライドシェア』の問題点」をテーマに基調報告しました。一般的なライドシェアや日本版ライドシェアの特徴点、タクシーとの違いを説明し、今日に至るまでのタクシー事業に対する規制の流れや日本版ライドシェアの実施状況と実施するための通達の問題点を指摘し、今後の議論の方向性をまとめました。



第47回弁護士交流会をWEB会議形式で開催＝2025. 1. 27、東京・全労連会館

た。

東京・福岡による特別報告（後述）の後、各地の事件を順番に報告しました。神奈川の高橋由美弁護士は、富士見交通支部の事件を報告しました。「不誠実団交」を理由に労働委員会に会社を提訴しており、現在審議をしているが話し合いが難航している状況を説明。今後の方針について議論が交わされました。さらに関西・大阪の横山精一弁護士は、みなと観光バス労組の未払い賃金請求事件について報告。会社が主張する変形労働時間制が要件を満たしておらず、差額分の残業代を求めている件で、過去の類似判例が紹介されました。北海道の齋藤耕弁護士は、北海道ハイタクユニオンの未払い賃金請求の経過を伝え、「4月に札幌高裁において第2次訴訟の判決言い渡しがある」とし、結果にかかわらず来年の交流会で報告するとしました。

【基調報告】

「日本版ライドシェア」の問題点（本部顧問弁護団）抜粋

報告者：中村優介弁護士（江東総合法律事務所）

○「日本版ライドシェア」の特徴点

- ・既存のタクシー会社と運転者が雇用契約を締結
- ・二種免許不要、自家用車による運送、運賃事前確定
- ・変動運賃制なし
- ・既存のタクシー運転者との違い

→二種免許の要否／自家用車か事業用車か

（個人タクシー運転者は事業許可を得て事業用車で運送している）

○これまでのタクシー事業に対する規制の流れ

- 2000年頃 タクシー規制緩和－新規参入及び車両の大幅増加
- 2008～13年 規制「再強化」－車両台数規制で運転者の労働条件改善
- 2016～18年 ライドシェア「第一波」－労働組合の運動によって阻止
- 2023年～今 ライドシェア「第二波」－コロナ禍による運転者の離職
- 2024年3月 「日本版ライドシェア」実施のための通達を国交省が発出

○「日本版ライドシェア」の実施状況

- ・2024年12月12日時点で、94地域で実施されている
- ・追加されていく「日本版ライドシェア」
→雨天時、酷暑時、イベント時、災害対応、配車アプリが普及していない地域への拡大、貨客混載の許容、協議運賃の許容、鉄道等遅延時

○「日本版ライドシェア」実施のための通達の問題点

- ・「雇用契約」の縛りなし
- ・あいまいな許可基準
－流し営業や駅待ち営業は対象になっていない。

- 本当に「不足」なのか？
- ・事実上、台数規制を緩和
 - 既存のタクシー労働者の賃金に影響する可能性
- ・労働者の負担が大きい時間帯に「副業ドライバー」
 - 利用者・交通の安全性が脅かされる可能性
- ・消費者の選択権なし
 - …アプリ上でタクシーか自家用車かを選択できるようにする制限なし
 - ←アプリインストール時の「事前の承諾」で許容して良いのか？

○今後の議論の方向性

- ・規制改革実施計画（2024年6月21日閣議決定）
 - …ライドシェア新法は明言されなかった
- ・「交通空白」解消本部（2024年7月17日国土交通省内に設置）
 - …地域交通における「交通空白地域」と、都市部における「交通空白時間帯」を混同させない議論が必要ではないか？
- ・「ライドシェア」に対する各政党の賛否
（日本労働弁護団2024年10月18日公表）
 - 自由民主党 公共・日本版ライドシェア等のとりくみ強化すべき
 - 公明党 「ライドシェア」の全面的な導入を拙速に進めることは容認できないため、まずは「日本版ライドシェア」を進めるべき
 - 立憲民主党 安全の確保、利用者の保護等の観点から反対
 - 国民民主党 ①お客様の安全確保、②車両の安全確保、③事故時の適切な対応を前提にタクシー運転者の労働条件に配慮しつつ行う
 - 社会民主党 「日本版ライドシェア」導入は全面解禁に向けた布石となるためやめるべき
（日テレNEWS 2024年10月20日配信記事）
 - 日本維新の会 ライドシェアや民泊普及の障壁となる規制を撤廃し、シェアリングエコノミーを強力に推進すべき
 - 日本共産党 ライドシェア普及の促進では、地域公共交通衰退の根本的な解決につながらないため反対
 - れいわ新選組 地域の『足』でもある公共交通の継続的な運営を国が支援すべき

【特別報告】

- (1) 東京・賃金の一方的変更事件（飛鳥交通労組、飛鳥交通第6労組、個人加盟労組）

報告者：高橋寛弁護士（旬報法律事務所）

事件概要：飛鳥交通グループは、22年11月に実施された東京特別区・武三交通圏における運賃改定後に各社で賃下げ提案を行った。系列会社の2組合は拒否をしたが、一方的に営業収入に0.9585という係数を乗じる賃下げを断行した。川野繁社長に対して、系列の2労組が原告80人にて23年11月に東京地裁へ提訴。

24年4月の第2回口頭弁論より南部法律事務所が扱う飛鳥第7労組（自交総連非加盟）と同内容であるため合流が認められ、現在、原告団140人、弁護団8人となっている。また、全自交の組合だが、論点が同一の賃下げ裁判が東京地裁で別途進行している。弁護団同士で情報交換しながら進めている。

現在、飛鳥交通グループ以外のタクシー事業者では、スライド賃下げが広くはされていない状況であるといえる。逆に言えば、他の事業者はスライド賃下げが違法になるかどうかに関して、飛鳥交通グループの裁判の帰趨を伺っている状況である。

事件のポイント：

- 必要性の不存在－訴訟の段階でも、被告側は不利益変更を行う具体的な根拠を、数字をもって説明できていない
- ノースライドが今回の運賃改定の趣旨－22年1月の関東運輸局担当局員らとの面談（録音を証拠提出済み）
- 過去の運賃改定事案とは状況が異なる－第一小型ハイヤー事件

(2) 福岡・不当労働解雇事件（福自交労組吉野ヶ里観光タクシー分会）

報告者：梶原恒夫（福岡第一法律事務所）

事件概要：24年4月に吉野ヶ里観光タクシー分会の池田分会長は、事務員に対する言動が悪いという理由で、出社するなど社長から告げられ、池田分会長は自宅待機していた。会社から出社要請の文書が届き、会社指定の日に出勤したところ、14日間を1日過ぎているからとの理由で乗務を断られ、数日後に解雇通知が送られてきた。

池田分会長は組合結成から中心的な役員であり、明らかな組合つぶしのため、組合は裁判闘争で闘う方針を決定して、24年6月に佐賀地裁に地位確認申立した。

事件のポイント：

- 訴訟段階になって本件は懲戒解雇ではなく普通解雇であると主張していることの法的評価→「無効行為の転換」の論点？
- 社長の発言が出勤禁止命令ないし労務提供義務免除になるか
- 自己都合による退職となる期日の前に原告が出勤したにもかかわらず被告会社が懲戒解雇をしたことの法的評価→解雇権濫用？